

【都市公園以外の公園】

- ・多度運動公園、アイリスパークみぞの、土地区画整理事業地内に配置される公園など、都市公園以外の公園についても、それぞれの公園の特色を生かした機能が発揮されるように整備・充実を図ります。

(2) 公共施設緑地**①整備目標**

- ・道路、河川、公共空地、学校などの公共施設緑地は、都市公園等に準ずる機能を持ち、公園的な利用を行うことができる施設として、積極的な保全や適正な維持管理をめざします。
- ・一定規模以上の公共空間においては、道路等における植樹帯の設置、河川等における緑地の整備など、公共空間を活用した新たな公共施設緑地の確保をめざします。
- ・主要な幹線道路については景観や防災的な観点も含めて街路樹を整備することにより、公園などとの緑のネットワークを形成するとともに、生活のなかで市民の緑への意識を向上させることをめざします。

②整備方針**【道路環境施設帯・植栽帯】**

- ・まちの顔となる主要な道路については、歩道の拡幅、ポケットパークの整備、街路樹整備の推進により、緑豊かな道路環境の形成を図ります。
- ・生態系のネットワーク形成や安全・安心な避難路の確保、騒音・延焼等の防止、まち並み景観の形成などを図るため、主要な道路における道路環境施設帯・植栽帯を確保するとともに、街路樹の樹種選定等にあたっては、植栽する場所の特性、各樹木が持っている環境面や防災面などの機能、樹形・花・実などによる景観面などを考慮していきます。

【河川・ため池】

- ・河川やため池の豊かな自然環境を保全し、うるおいのある水辺空間を形成するため、河川やため池の緑化と河川敷緑地の保全を図ります。
- ・生物が生息できる多自然川づくりや河川沿いに遊歩道の整備、親水護岸の整備など、人と自然がふれあうことができる水辺空間の形成を図ります。

【広場等】

- ・オープンスペースの少ない地域などについては、身近な緑を増やし、都市環境への負荷の軽減、騒音・延焼等の防止などを図るため、公共施設緑地としての広場や公共施設の敷地内に緑地等を確保することに努めます。

【学校の植栽地】

- ・学校の植栽地の保全・整備を図ります。

(3) 民間施設緑地**①整備目標**

- ・農地や社寺林、樹林地などは環境保全上、景観上などにおいて貴重な緑地として保全をめざします。

②整備方針**【市民緑地】**

- ・農地、社寺林、樹林地などについては所有者の理解と協力のもとに、市民が憩えるような市民緑地としての活用に努めます。

【市民農園】

- ・農地については、桑名市の農業を支える優良農地の保全を図りつつ、市民が気軽に農と触れ合える市民農園の普及を検討します。

7-4 地域制緑地の指定目標及び指定方針**(1) 法によるもの**

地域制緑地には都市計画法による風致地区、都市緑地法による特別緑地保全地区、河川法による河川区域、森林法による保安林や地域森林計画対象民有林、生産緑地法による生産緑地地区、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域などがあり、これらの法を用いた保全についての方針を示します。

①指定目標

- ・法による地域制緑地の指定については、必要とされる地区において地権者との合意形成を図りつつ検討し、貴重な緑の適正な保全・管理をめざします。

②指定方針**【風致地区等】**

- ・貴重な自然環境及び風致の保全を図り、無秩序な市街化の防止や適正な緑地保全、緑豊かな住環境の形成等が必要とされる地区及び市の骨格を形成する緑地や地域のシンボリックな緑地、歴史的・文化的な価値を有する緑地、貴重な動植物の生息地となっている緑地など、都市の貴重な緑地として保全を図る必要がある地区において、地域住民との合意形成を図りつつ、風致地区や都市緑地法等による適用すべき制度や適用範囲について検討します。